

第六十一回国参議院法務委員会會議録第二二号

昭和四十四年二月二十五日(火曜日)
午後二時八分開会

委員の異動

一月二十九日

安井 謙君

一月三十日

鬼丸 勝之君

二月一日

安田 隆明君

二月十三日

近藤英一郎君

二月十八日

沢田 一精君

二月十九日

宮崎 正雄君

二月二十日

斎藤 昇君

出席者は左のとおり。

委員長

理事

委員

小平 芳平君

後藤 義隆君

亀田 得治君

山田 徹一君

上田 稔君

木島 義夫君

久次米健太郎君

河口 陽一君

沢田 一精君

安田 隆明君

堀本 宜実君

斎藤 昇君

近藤英一郎君

近藤英一郎君

林田悠紀夫君

堀本 宜実君

山本敬三郎君

占部 秀男君

山崎しげり君

西郷吉之助君

川島 広守君

辻 辰三郎君

安原 美穂君

岩野 徹君

二見 次夫君

豊島英次郎君

去る一月二十九日、安井謙君及び鬼丸勝之君が委員を辞任され、その補欠として久次米健太郎君及び河口陽一君が、また、同月三十日、安田隆明君が委員を辞任され、その補欠として沢田一精君が、二月一日、近藤英一郎君が委員を辞任され、その補欠として安田隆明君が、また月十三日、沢田一精君が委員を辞任され、その補欠として堀本宣実君が、二月十八日、宮崎正雄君が委員を辞任され、その補欠として斎藤昇君が、それぞれ選任されました。また二月十九日、斎藤昇君が委員を辞任され、その補欠として近藤英一郎君が委員に選任されました。

○委員長(小平芳平君) 理事の補欠選任についておはかりいたします。

委員の異動に伴い理事が一名欠員になっておりますので、その補欠選任を行ないたいと存じます。選任につきましては、先例により、委員長にその指名を御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり」

○委員長(小平芳平君) 御異議ないと認めます。それでは、理事に河口陽一君を指名いたします。

○委員長(小平芳平君) 検察及び裁判の運営等に関する調査を議題といたします。

法務行政について、西郷法務大臣から発言を求められておりますので、この際、これを許可いたします。西郷法務大臣。

○西郷大臣(西郷吉之助君) 委員各位には、平素から法務行政の諸問題につきまして種々御尽力い

ただいておりますことに対しまして、この機会に厚く感謝を申し上げる次第でございます。

本日、今年初めて法務委員会に出席いたしましたので、法務大臣といたしまして日ごろ考えておりますことを申し上げたいと存じます。

まず、私は、法務行政は、法秩序を維持し、国民の権利を擁護して、平和な国民生活を確保することがその使命であると存じておりますが、今後ともこの重要な責務の遂行に全力を尽くしたい所存でございます。このような観点からいたしまして、当面重要と考えております二、三の点について申し述べたいと存じます。

第一は、治安対策についてでございますが、最近の治安情勢を見ますと、各位御承知のとおり、全国数多くの大学におきまして、いわゆる学園紛争が発生いたし、これが深刻化、長期化するともに、暴力的傾向が顕著となりまして、大きな社会問題たるにとどまらず、憂慮すべき治安問題となつて、国民の強い関心を引くに至つております。東大も警察機動隊の導入を契機といたしまして、一応平静な状態を回復しつつありますが、これらの大学紛争の事例を見ますと、一部の学生の中には、法と秩序を無視いたし、自己の主張を一方的に貫徹するためには暴力に訴えることも辞さないとする傾向が顕著に見受けられるのであります。私は、真の民主社会は法の支配の原則が確立されて初めて実現できるものと考えており、この観点からいたしまして、暴力行為や社会秩序を破壊する違法行為に対しましては、断固たる態度をもってこれに対処いたし、治安の維持に万全を期するとともに、学生はもとより、国民全体が、法と秩序を尊重する精神に徹するよう格段の努力をいたしたいと存じております。

第二に、綱紀の肅正についてでございますが、申し上げるまでもなく、国政に対する国民の信頼を高め、国政の効果的な運営をはかるには、

これに携わる者が、みずから厳正な綱紀を保持しつつ、国民全体の奉仕者として、真摯な態度で職務の遂行に当たることが強く要請されるのであります。私は、最近の情勢にかんがみまして、公務員の汚職事犯につきましては、特に厳正な態度をもって臨み、綱紀の振興につとめ、適正な国政の運用に寄与したいと考えております。

第三に、法務行政の充実についてでございますが、各位御承知のように、法務省が所管いたしますところは、民事、刑事、矯正、保護、人権擁護、訟務、出入国管理、その他国民の権利義務にかかわる多くの事項でございますが、効果的な効策を講じて、これらの事務処理の適正迅速化をはかりまして、国民の期待にこたえたいと存じます。特に最近の著しい経済成長に伴い、登記事件その他の行政需要が著しく増大している現状にかんがみまして、国民の権利の保全、経済活動の円滑化に資することができましよう、民事行政をはじめ、各般の法務行政にわたって有効適切な施策を講ずるなど、一段と努力したいと存じております。

また、法務行政は、人による、人に対する行政でありますところに一つの特色があると考えらるものでございますが、それだけに、行政運営上における国民に対する便宜の供与及び収容者等に対する処遇の向上等をはかることはもとより、これらの業務に従事いたしております所管各庁職員の特遇改善等につきましても、特に配意いたしたい所存でございます。

第四に、提出予定法案についてでございます。今国会におきましては、出入国管理法をはじめ、所要の法案提出を予定いたしておりますが、各位の慎重な御審議によりまして、すみやかに成立をはかりたい所存でございます。

最後に、法務行政全般の充実強化をはかるための予算につきましては、できる限りの措置を講じたいと考えております。この点につきましても、よろしくお願いしたいと存じます。

以上、はなはだ簡単ではございますが、私の所信を申し上げまして、委員各位の格段の今後の御協力を賜りますよう、切にお願い申し上げます。第でございます。

○委員長(小平芳平君) 次に、昭和四十四年度法務省並びに裁判所関係予算及び今期国会における法務省関係提出予定法案について、順次説明を聴取いたします。

最高裁判所岩野経理局長。
○最高裁判所長官代理者(岩野徹君) 昭和四十四年度裁判所所管予定経費要求額について説明申し上げます。

昭和四十四年度裁判所所管予定経費要求額の総額は、四百二十三億八千五百八十六万八千円でありまして、これを前年度予算額三百七十七億八千八百九十五万四千円に比較いたしますと、差し引き四十六億三千九百九十一万四千円の増加になっております。

これは、人件費において四十五億八千七百五十九万九千円、裁判費において二億三千四百二十四万一千円、その他、司法行政事務を行なうために必要な旅費、庁費等において一億八千二百二十万二千円が増加したのに対し、営繕費において三億九千八百二十二万八千円が減少した結果であります。

次に、昭和四十四年度予算経費要求額のうちおもな事項について説明申し上げます。

まず、人的機構の充実のための経費であります。裁判官等の増員をいたしまして、高等裁判所の事件の迅速な処理をはかるため、判事十五人、裁判所書記官十五人、裁判所事務官十人の増員に要する人件費として四千六百二十二万八千円、簡易裁判所の交通事件の適正迅速な処理をはかるため、簡易裁判所判事二十八人、裁判所書記官二十八人、裁判所事務官五十六人の増員に要する人件費として六千八百八十八万五千円、少年事件における少年についての資質検査を強化するため、家庭裁判所調査官三十人の増員に要する人件費とし

て二千三百三十五万二千円、執行官法所定の金銭の保管及び予納事務を取り扱うため、裁判所事務官(歳入歳出外現金出納官補助職員)三十人の増員に要する人件費として一千五百九千円、合計一億四千五百七十二万四千円が計上され、家庭裁判所専任所長の増設、家庭裁判所を充実、強化するため、専任の家庭裁判所長の増設二庁に要する経費として百八十九万八千円が計上されました。

次に、裁判運営及び庁舎維持管理の近代化・効率化に必要な経費であります。裁判官の執務体制の近代化をはかるため、下級裁判所裁判官研究庁費一億七千三百二十八万四千円、資料室図書、図書館図書の充実をはかる等のため、裁判資料の整備に要する経費一億二千五百五十五万六千円、裁判事務の効率化をはかるため、検証用器具等の整備に要する経費一億一千八百二十六万六千円、電子計算機による事務機械化の調査研究のため、研究開発に要する経費九千三百三十三万、庁舎の維持管理の近代化をはかるため、庁舎維持に要する経費五千二百三十二万六千円、合計四億六千六百三十五万六千円が計上されました。

次に、営繕に必要な経費であります。最高裁判所庁舎新営に要する経費として設計委嘱に要する経費を含む営繕事務費五千六百九万三千円、敷地買収のための不動産購入費二千万円、さらに、下級裁判所庁舎新営、増築等に要する経費として、裁判所庁舎の継続工事十庁舎、新規工事二十庁舎の新営工事費及び営繕事務費等二十八億二千九百九十九万九千九百九十九円、執行官の整備(五庁)等に要する経費六億一千二百二十二万、合計三十五億九百三十一万三千円が計上されました。

最後に、裁判経費であります。国選弁護人の報酬、証人、調停委員等の日当、その他裁判に直接必要な旅費、庁費等として二十五億二千八百三十三万七千円が計上されました。

なお、この経費には、国選弁護人の報酬を約一〇%増額するに必要な経費三千三百七十九万九千

円、調停委員等の日当の現行の単価千円を千五百円に、鑑定委員の日当の現行の単価千二百円を千三百円に、それぞれ増額するに必要な経費三千六百六十六万六千円、裁判官等の機動的な配置をするための増補に必要な経費一千七百一十二万二千円、合計八千六百八十三万七千円が含まれております。

以上が昭和四十四年度裁判所所管予定経費要求額の概要であります。

○委員長(小平芳平君) 次に、法務大臣官房原會計課長。

○政府委員(安原美穂君) 昭和四十四年度法務省所管予算の内容につきまして、概要を御説明申し上げます。

昭和四十四年度の予定経費要求額は八百二十二億五千八百八十六万六千円でありまして、これを前年度予算額七百三十四億二千二百三十一万六千円に比較いたしますと、八十八億三千六百四十九万円の増額となっております。

増減額の内訳を大別いたしますと、人件費八十二億八十八万八千円、一般事務費十一億八千七百九十九万四千円が増額となっておりますが、営繕施設費につきましては、五億四千三百八十七万七千円の減額となっております。

まず、増員について申し上げますと、第一に、公安労働事件の増加に対処して適正な檢察権を行使するため、検事十九人、檢察事務官十九人が増員となっております。

第二に、公判審理の迅速適正化をはかるため、検事十一人、うち五人は訟務事件担当、檢察事務官六人が増員となっております。

第三に、自動車等による業務上過失致死傷事件の増加に対処し、事件処理の円滑適正化をはかるため、検事五人、副検事十人、檢察事務官五人が増員となっております。

第四に、悪質な会社犯罪、脱税事犯等の処理の適正化をはかるため、檢察事務官十三人が増員となっております。

第五に、法務局において事務官百九十人が増員となっております。登記事件は経済の発展に伴

法務省におきましては、昭和四十四年度予算案の主要事項を「治安対策の充実強化」、「国民の権利保全の強化」、「非行青少年対策の充実強化」、

三百五十八万九千円が増額されておりますが、これは集団示威運動、デモ関係争訟を迅速に処理するための出廷旅費、疎明意見書作成経費等であり

きましては、さきに申し上げました少年院教官等四十二人の増員及び関係職員の人件費並びに収容関係諸費を含めて百四十二億八千六十二万八千円

一人一ヵ月当たり八百五十円ないし五百七十円を千円ないし六百二十円に、更生保護委託費の食事つき宿泊費一人一日当たり二百八十九円三十五銭

第二点は、浦和刑務所を廃止し、市原刑務所を設置することでございます。

浦和刑務所につきましては、現在川越市に川越少年刑務所を増設建設中でございます。これがで

少年刑務所を増設建設中でございます。これができ上がりますと、新川越少年刑務所におきましては、現在の川越少年刑務所と現在の浦和刑務所を一緒に収容できるくらいの規模になりますので、浦和刑務所が不要となる関係で、これを廃止するものでございます。

次に、市原刑務所を設置する点でございますが、これは、現在習志野市にございます千葉刑務所習志野支所におきまして、東京及びその周辺の交通関係の受刑者の特殊の矯正教育をいたしてお

りますが、今回千葉県市原にこの施設を移すことで、現在市原に施設を建設中でございます。これができるようですと、習志野支所を廃止いたします。市原の施設を新たに市原刑務所として設置したいと、かようなことがこの内容になっておるのでございます。

を置くことでございます。

今回の政府予算案におきまして、入国管理事務所の出張所は、塩釜、水俣、直江津、蒲郡、富山の五カ所に新たに出張所を設置することが認められております。予算案が成立いたしますと、これに伴う出張所の新設を、この法案によりまして規定していただくという関係になっておるわけでござ

第四番目は、市町村の廃置分合等に伴い、官署の位置の表示を改めることとでございますが、これは、現在旭川刑務所の位置が北海道上川郡東鷹栖村になっておりますが、東鷹栖村が東鷹栖町になりました。

りましたので、この関係の整備をいたす点でございます。

次に、裁判所職員定員法の一部を改正する法律案でございますが、先ほど最高裁判所経理局長からの御説明もございましたとおり、今年度の裁判所関係の政府予算案におきまして、判事十五名、

簡裁判事二十八名、その他の裁判所職員百十九名、合計百六十二名の増員が認められております。これに伴いましてこの裁判所職員定員法の一部を改正するという内容でございます。

第三は、犯罪者予防更生法の一部を改正する法律案でございます。これは、現在八ブロック都市にそれぞれ地方更生保護委員会が設けられておりまして、この更生保護委員会におきましては、三人の地方更生保護委員が一つの部をつくりまして、仮出獄の審査決定及び仮出獄の取り消しの審査決定等の事務をいたしておりますが、この審査業務の充実をはかる観点から、委員の数を八名増員いたしますとともに、現在の法律でこの委員会に設けられております事務局の事務局長は委員が兼務することと定められておりますが、この兼務を解きまして、もっぱら委員としての仕事をしていただくというのを考えておるわけでございまして、実質的には十六名の委員の増となるわけでございまして、この増を考へますとともに、この裏づけをいたしまして、現在各事務局に設けられております部制を廃止いたしまして、この部制を廃止することによりまして十六の部長の定数があぐわけてございまして、この部長の定数をもってこの委員の増員に充てるという内容をとするものでございまして、

第四は、裁判所法の一部を改正する法律案でございます。その内容は、簡易裁判所の事物管轄を若干拡張するという点でございます。たとえば民事訴訟の場合の簡易裁判所の管轄の区分となっておりまして十萬圓以下のものを多少上げて、三十萬圓以下とするというものを考へておるわけでございまして、この点につきましては、最高裁判所当局におきましてなお関係当局とそれぞれ折衝中でございますので、まず確たる成果を得るに至っていない状況でございます。提案につきましては、したがって目下検討中というところでございまして、

次に第五といたしまして、下級裁判所の設立及び管轄区域に関する法律の一部を改正する法律案でございますが、これもここに掲記されておりますように、若干の簡易裁判所の所在地の変更等を行なうことを内容とするものでございまして、この簡易裁判所の所在地の変更等につきまして、なお最高裁判所当局及び私どものほうでいろいろと検討をいたしておりますので、まだこの成果を得る運びになっておりません。したがって、提案につきましては目下検討中という状況でございます。

次は、訴訟費用臨時措置法の一部を改正する法律案でございます。これは民事訴訟、刑事訴訟等における当事者及び証人並びに鑑定人等の日当の最高額を若干増額するという内容をとするものでございまして、現在たとえば民事訴訟の証人の一日の日当は最高千二百円と定められておるわけでありますが、先ほど最高裁判所から御説明がございましたように、この関係の予算が多少増額されております。それをもとにいたしまして、この最高額を若干上げるかどうかという点につきまして、現在最高裁判所当局と法務省の間に御意打ち合わせ中でございます。近日中に結論を得まして、おそらくこれは提案をさしていただくことになろうかと考へておるものでございまして、

次は、刑事訴訟法の一部を改正する法律案でございます。この内容は、無罪の裁判が確定した場合、被告人に当該裁判に要した訴訟費用を補償するということとでございます。これは現在議員提案で当委員会が継続審議されております刑事補償法等の一部を改正する法律案と関連するものでございまして、この刑事訴訟法の一部を改正する法律案のたぐいましめ申し上げた内容は、何ぶん刑事訴訟の根幹に触れる幾多の問題を含んでおりますので、目下法務省におきまして鋭意検討中でございます。したがって、現在のところ、この提案につきましては、いつ提案できるか、まだ申し上げる段階に達していない状況でございます。

最後は、出入国管理法案でございます。御承知のとおり、現行の出入国管理令は、昭和二十六年、いわゆるポツダム政令といたしまして制定されたものでございまして、その後十八年を経過する間に、わが国の国際的地位の向上と国際旅行意欲の増大は、特に航空機の発達と相まちまして、わが国への出入国者を飛躍的に増加せしめるに至っております。この事態に対応いたしますために、出入国手続の簡素化をはかるとともに、在留管理体制作を整備することが要請されておりますので、この観点から、ここに出入国管理令を廃止いたしまして、新たに出入国管理法を提出しようとするものでございまして、現在、なおこの内容につきましては鋭意検討中でございますので、最終的に確定したという段階に達していないわけでございまして、

以上が、法務省関係の国会提出予定法案の概要であります。

○委員長(小平芳平君) 以上で説明は終了いたしました。本件に対する質疑は後日に譲ることといたします。

○委員長(小平芳平君) 次に、国鉄動力車労働組合鹿兒島支部組合員の逮捕事件に関する件の調査を行ないます。

御質疑のおありの方は順次御発言を願います。ちよつと速記をとめて。

〔速記中止〕

○委員長(小平芳平君) 速記を始めて。

○鹿田得治君 私はこの際、動力車労働組合の鹿兒島支部の組合員八名でございますが、支部長の山内明君外七名、この八名の者が今年の二月十六日に突然逮捕された、こういう件につきまして若干きょうは緊急でありますから、大まかにお尋ねをしておきたいと思ひます。

これはですね、昨年来この動力車労働組合の鹿兒島支部で、組合の分裂策動というものが行なわれまして、十一月二十八日に八名、二十九日に四名、三十日に三名と、合計十五名ですか、この脱退届け出が出たわけであります。何ぶんにも組織というものはどこにとりましても非常に重要な問題で

ありまして、鹿兒島支部の皆さんは、同じ労働者でありながら一つの職場で二つ組合ができるというふうなことはすべしきやないと、そういう説得活動に入つたわけであります。その結果、十五名のうち二名の方がこの組合に復帰されました。しかしながら、この今度の分裂策動をしたと見られる諸君が、いわゆる正規の組合活動である説得活動を誇大に取り上げ、そして警察に持ち込んで、その結果、先ほど申し上げたように、十六日突然逮捕されるということが起きたわけであります。

これは、いま概略申し上げましたように、本筋としては全く一つの組織の中の問題なんでありまして、ところが、その中の少数者の意見を聞いて、そうして動力車労働組合の諸君からは何らの説明も聞かないで、一方だけの言い分を聞いて、そうしてこう警察権を発動したということになっておるわけであります。大所高所から見ると、これは組織に対する権力の介入ということになると思うのであります。で、労働組合のほうでは、こういう内輪の問題の多少のいさぎに對して、形式的な理屈をこねてこのような介入をするというところは、組合に対する弾圧だということで、まあ非常な憤激をいたしておるわけであります。現状はこの八名の者に対しまして検察庁段階にあるわけですが、勾留をされておるわけですが、法務当局にまず要求したいことは、こういう内輪の問題に権力が介入してくるということは極力避けてほしい。したがって結論的に言うならば、警察が事件を送致してきたんだから、これを調べないわけには私はいかぬと思うのです。しかし、やはり一方を拘束して調べるといふふうな私は事案では絶対ないと思ひます。だから端的に言つて、これは勾留しておる者を釈放して、そして任意捜査の形でやつてもらいたい、それが私は正當だと思ひます。先週の金曜日に私は、いろんな文書なり人の話だけではないけれども、鹿兒島に直接参りまして、関係の人なり、あるいは現場等も若干見て、説明を受けてきたわけであります。向こうに行きました感じというものは、ますます

これはどうも警察の不当介入という印象を強くしておられるわけなんです。このことは最高検にも要請しておられるわけなんです。まずこの点についての検察側の考え方を明らかにしてほしいと思うのです。本日は勾留理由開示を現地ではやっておりますが、どうでしょう。

○説明員(豊島英次郎君) 鹿兒島動力車労組の山内明委員長外七名の事件につきましては、御指摘のように、本月の十八日に「暴力行為等処罰ニ関スル法律」違反事件として、鹿兒島地検において身柄の送致を受けております。同地検では、二月十九日に八名につきまして勾留請求をし、二月二十日に鹿兒島地方裁判所の勾留状が発付されております。八名につきまして勾留状が発付されております。鹿兒島地検におきましては、御指摘のように、目下捜査中であるという状況でございます。

事案の内容につきましては、目下捜査中の案件でございますので、説明を差し控えていたいただきたいというふうに思いますが、委員御指摘の身柄の拘束の点、その他捜査の内容、方法、すべてを含めまして、今後公正に事件の処理を行なっていくものであるというふうにわれわれは確信いたしております。委員御指摘の御要望につきましては、適当な方法をおもちまして、私どもも検察当局のほうへ連絡をいたしたいというふうに考えております。

○龜田得治君 きょうは突然の緊急質問で、衆議院の予算なり、そのほかの審議と重なっておりますので、最高責任者の方がこの場所に出られないことにはたいへん遺憾なんです。したがって、私も一度次回にこの問題を質問することにいたしますが、なお、その警察当局ですね、時間の制約があるようですから、私のたしたい点をいまここで申し上げますので、いま答えられる点があれば即刻答えてもらいたいと思いますが、もし無理な点があれば、次回でもお調べの上お答え願いたいと思います。

いろいろ、これはたくさんあるわけですが、ま

ず第一に、このこういう内輪げんかですかなあ、言うてみたら。きょうだいげんかのようなものなんです。そういう問題について、なぜ警察が軽率に入ってきたのか。一方は多数、一方は少数、しかもその少数の諸君の書類だけを出させて、それをもとにしてつかまえるということですね。そのつかまえる方もですね、朝勤務で帰ってくる、作業服のままおるものを職場から引っぱっていき。しかも、それは日曜日の朝ですね、十六日といえ。一方の言いは少しも聞いておられない。私、県警に参りましたときに、県警の本部長は、いや、事前に二回ほど注意しましたというふうなことを言っておりまして、きわめてその注意たるやあいまいなもんなんです。ずっとたどって聞いてみますと、実際にそういう注意があったのかないのかという、二回あった。昨年一回して、こ

しこの一月の二十一日に一回あったという説明でしたが、県警から国鉄当局に注意して、当局から組合の事務所に電話をかけておる程度なんです。組合の委員長はおらない。職員の方が聞いておらない。真剣にですね、ほんとに公平にものをとを運ぼうというのであれば、委員長に来てもらって事情を聞きなり、そういうことがなければならぬと思うのです。そういうことも少しもしないで、一方の言い分だけで逮捕する。それは、申請があれば捜査されるということとは、これは警察の役目ですから、それはしかたがないと思

うのです。こういうやり方はですね、はなはだもって行き過ぎていると思うのです。これが一つ。その根本問題です、これはこの種の問題について、まるで——あなた、これは小さな分裂です。からね、十三名といえ。あそここの組合の組織としては、もとの組合からいえば、子供が孫みたいなんもんですよ。子供が孫が何か書類を出してきたからいうてね、おやじの言ひ分少しも聞かぬで、そうしてつかまえてしまふ。そんなばかげたことはありませぬ。警察や権力が、そんなどっちかに味方をしていような、そういう印象を与える

ということは、これはよくない。政治的な立場というものは離れて、公正にやってもらわぬといかぬ。根本問題についてひとつお聞かせ願いたい。これは長官なり大臣に実は聞きたい、聞かぬかいかぬことなんです。これが第一。

それから第二は、警察が八名の方を逮捕したときに、山之内、溜、西田、牛根、この四名の方の写真を意識的に新聞社に渡したわけですね。新聞社がかってに写真を写されるのは、これは私は自由だと思ふのです。だけれども、警察がことさらにそういう写真を新聞社に渡して、まだ罪も何もきまっておらぬものを、あたかも何か非常に悪いことでもしたような印象を与えるような、そういう宣伝に使わすと、これは、警察の人だからね、渡せばどうなるかは十分わかっておると思うのです。そういふところにも、今度の事件に対する警察の態度というものは、非常に公正を欠いておる

と私たちが思うのです。警察はなかなか、自分の手持ちの事件関係の書類というものは、それは国会で要求してもなかなか見せたがらぬですよ、いろいろな理由をおっしゃって。にもかかわらず、こういうことを軽率にされるということが、私ははなはだ行き過ぎだと思ふのです。普通の事件ならそこまではされぬと思う、そこまでは、やはり、二つの組織について公平さを欠いておるからそういうことが出てくるのだと思ひます。それが第二。

それから第三にお聞きしたいのは、本部長はじめ警察のほうは、本件はいわゆる被害者からの申請に基づいて扱ったものだ、こう言っておられます。しかしそれは、その点について、まず形式ですね、八名の方が一々書類を持ってきたのか。それとも、門口という県会議員がおります——これは新国労、第二組合の委員長をいままでしておった人、評判が悪いものですから、せんだっての大会では落選したようですが、この人が持つてきているのじやありませんか。そうして、その門口県会議員が県警に対して、ずいぶん強硬にこの逮捕等を要求しておる。それが真相じやありませんか。いや、そういうことはあったかもしれぬが、

判断は警察自体でやったんだというふうに言われるだろうと思ひますが、それはまあまた、おののものの見方ですね。だから私は、事実を聞くわけですね。門口県会議員が本部長に対して執拗に強制捜査を要求したのであると、その事実を聞くわけですね。これが第三点。

それから第四ですね。今月の二十二日、午前三時五十分、鹿兒島線の出水駅ですね、出水駅発の急行「かいもん二号」ですか、これが出発するにあたって、機関士の野村と、それから機関助士の七ヶ所という二人の間でもめごとがあつて、汽車の発車が十五分間おくれた。これは全国紙にも載つておりました。で、この際機関士の野村君が機関助手の七ヶ所君に対して乱暴をして、そうして傷を負わせた、こういう事実があります。七ヶ所君は病気で休んでいて当日出てきたようです。

七ヶ所君のほうでは診断書をきつておるようなんです。ところが、七ヶ所君はこれは勤務の詳しいいきさつはもう別にします。ともかくその発車を前にして暴力をふるった、機関助手に対して、診断書もある。これは一体警察としてどういう措置をとられるのか。逆ですね、今度は。ただし、私は直ちにだからといって野村君を逮捕しろというところまでは実は言うつもりもないんです。これは、感情的にはそう言いたいところですが、八名の者が一方では逮捕されているんだから。しかし、この種の問題についてもっと冷静に警察なり検察は扱っていくなければならぬというふうに考えているもんだから、なぜ逮捕しないんだということを私はここで言うつもりはありませぬが、どういふふうにこれを処理されようとしておるか、これが第四点。

それから説得活動の経過の中で、第二組合に行きました中村護君というのがけがをしたというところ、そうして診断書をとっておられるようですね。警察にもこれを出しておるようです。しかし、これにはいろいろ問題がありまして、たとえばこの診断書をとる際に、中村君と門口県会議

員が県警に対して、ずいぶん強硬にこの逮捕等を要求しておる。それが真相じやありませんか。いや、そういうことはあったかもしれぬが、

員、これが一緒に八反丸という名前の病院、そこへ一緒に連れて行っている。そうしてその県会議員の方が医者に対して、とまかく重いように書いてくれと、こういうことを要請した事実があるんです。これは証人がある。といひますのは、たまたまその病院に動力車労働組合の組合員の方が入院しておたわけですね。門口君はそういうことを知らずにしゃべっているんですね。それを聞いて非常に憤慨しているわけですが、警察はおそらくそういううわさも聞いているはずですが、そういうことについてはほんとに検討しておるのかどうか明らかにしてほしいんです。

それから次の問題は、この十三名の中にも、名前はここでちょっと遠慮しておきましょう、自分の書いたものが同じ職場におる人を逮捕するために使われるということでは、これはまことに自分の気持ちに反すると、こういうことを言っておる方があるわけなんです。これは新聞社も聞いておられます。おそろく県警の耳にも入っているのじゃないかと思うのです。決して十三名の方がいわゆる正規の告発状というものを書いた事件じゃないのです。これは新国労の門口委員長が書かしたわけですね。その書いたものを自分が告発に活用しているわけなんです。告発的な行動に活用しているわけなんです。だから、そういう点などについて、これは警察は知っているはずですが、明らかにしてほしい。

それから最後にもう一つお聞きしておきます。現在八名の方を四カ所に分散拘留しているのです。これは最初からです。弁護人の皆さんは非常に不便を感じているのです。もっと被疑者のために、特別な便宜を計らう必要はないと思ひますが、ことさらに弁護活動ができにくくなるようなそういうやり方は、私は公正を欠くと思うのです。四カ所にいる人は全然事件が違ふわけですね。一つの所には同じようなグループがいる。それは捜査上はそのほうが便利でしょう。しかし、みんな違うわけですから、そんなあなた遠い所に分散しなくても私はよさそうなものだと思ひうのです。

だから、こういうことは捜査は捜査、しかし法律上認められる弁護活動がことさらにやりにくくなるようなことは一種のいやがらせですわ。そんなことは国家機関たるものがすべきじゃないと思ひます。ことに本件の問題は、先ほど来申し上げておるように、二つの組合のけんかに対して政治的な立場から権力が介入しているのじゃないかという印象を与えていることも事実なんです。なおさら私は、そういう身柄の扱いについても、感情的にならないで、もつとやり方があらうと思ひうのです。以上、六つになりましたが、七点になりましたか、一括してひとつお尋ねをいたしておきます。

○政府委員(川島広守君) ただいまの亀田委員の御質問でございますが、これはみづから現地にいのでなくなったそうでございますが、私のほうも鹿児島県警本部から報告を詳細受けております。第一の内輪づかんの問題は、お話しのとおりでありまして、いわゆる十一月末に起こりました組織脱退の問題がからんで発生したわけでありまして御承知のとおり、この種の組織問題については、他の労働組合の中にも間々発生する事案でございます。御指摘のとおり、これが平和的な説得の範囲にとどまっております限りにおきましては、いささかも警察が措置するような性質のものではないと思ひます。今回は、御案内のとおり、昨年の十二月から一月の二十二日に至ります間、四回にわたりました現実に暴力行為があったわけでございます。これにつきましては、先ほど御指摘がございましたが、令状の交付を受けて逮捕した、こういう経緯に相なっておりますわけでございます。したがって、根本問題でございますこの種の事案につきましては、警察といたしましては常に慎重な配慮のもとに措置をしておる。また、従来もそうでございますし、将来にわたりますともそのような基本的な態度で処してまいりたい、こういうふうにご考えておる次第でございます。

それから第二の御指摘の、写真の提供の問題でございますが、現実に鹿児島新聞でございましたか――に写真が出た。これについては、実は現地のほうにいろいろきびしく尋ねてみたのでございませうけれども、だからどこでどういふふうな経緯で一体新聞社に漏れたのか、その点が実はつまびらかになっておらないわけでございます。なお私のほうとしましては、ただいまのお尋ねもございましたので、詳細この問題につきましましてはまた調査してまいりたい、こういうふうにご考えております。

それから第三点の、本件の被害申告者の問題でございますけれども、これは御指摘の門口県会議員という方の申告ではございませんで、第一回、十二月五日に発生しました事案については、被害者自身が電話で事情について警察側に連絡してまいたっておるわけでございます。申し上げるまでもございませんで、警察側といたしましては、きょうな被害申告を受けました場合に、直ちに前後の見きかたなく告発を受けるということはやっておりますし、したがって、今後も詳細、目撃者――被害者はおろんでございませんで、目撃された方々の多数について慎重に捜査を運んでまいりました次第でございます。したがって、現実に発生しました事案は、委員御案内のとおり、昨年の十二月五日、あるいは一月十八日、二十一、二十二日、この四つの事案は――そのほかにも現在捜査中のものも四件あるわけでございますけれども、二月十六日に逮捕したわけでございます。この間非常に長い時日をかけまして、実は、いま申し上げましたように、参考人の供述その他を慎重に取りまとめた上で、令状の交付を受けたという次第でございます。そのように御理解いただきたいと思います。

それから第四点の、一月二十二日の朝のめどとの問題でございますが、この問題は、目下現地にございまして、先ほど委員からも御指摘ございましたが、診断書等もお持ちであるというふうなことでございませんで、いま慎重にこれは関係者につきまして捜査を行なっております段階でございます。

それから五番目の、中村護さんの一月二十一日の事案でございますが、これにつきましては、いま初めて実は門口県会議員が病院に行った云々ということはお聞きしたわけでございますけれども、この中村護さんの診断書につきましては、仰せのとおり、警察側はほうに診断書が出てまいたっております。ただ、それがどういふふうな経緯で、ただいま御指摘のように、無理無理に、ないものをあつたかのごとく書いた、あるいは軽いものを重傷にしたというふうなお尋ねでございますが、この点は、また現地にございませんで、せつかくのお尋ねでございますので、詳細調査をしてまいりたい、こういうふうにご考えます。

第六点の、十三名の現在の鉄労をつくっておられる方々、それらの方々の中に、自分の書いたものが云々という御指摘がございましたが、これも私、いま初めて耳にするわけでございますので、これも時間をいただきまして、詳細調査をしてまいりたい、かように考えます。

それから最後の七番目の、分散拘留の問題でございますが、これはもも亀田委員御専門でございませんで、警察側といたしましては、弁護活動を不便ならしめるために分散拘留をするというふうなことは毛頭考へておりませんで、しかし、現地の留置場の都合等によりまして分散拘留をするということは、在来もやっておりますわけでございます。この点は、私も、さようなことがあつてはなりませんし、また今回もさようなことで分散拘留をあえてしたというふうには考へておりませんで、ただ、いま御指摘にもございましたので、この問題もございませんで、関係機関とも連絡をとりまして、今後の弁護活動に便なるよう、事情が許しますれば、その辺は、裁判官あるいは検察官ともよく御相談の上、措置できるものならそのようない措置をしてまいりたい、かように考えるわけでありませんで。

○亀田得治君 いますぐお答えできない点は、お調べ願つてお答え願ひます。

それで、たとえば、いま分散留置のことについて、決して弁護活動を妨げるようなつもり、そういうつもりがあつちやいかぬし、まあそんなことはないと思うという趣旨のことを言われますけれども、この八名について弁護人が選任届けをとるために面会に行つたわけですね。そうすると、本人に依頼の意思があるかないかわからぬというふうなことを言つて、ずいぶん弁護士が待たされたわけですよ。そんなことは一つの言いがかりなんです。それはあなた、ちゃんと組合から頼んできておるのに、その組合員が弁護士をつけるのをいやだなどというふうなことは言うわけがないので、ただ、そういう場合に、組合員によつては、弁護士の名前を知らなかつたりして、さあどうしようかというふうにかゝる場合もありますよ。そんなことをいいことに、面会時間を延ばす、これはまるでいやがらせですよ。そういうことをやるから、四カ所の分散留置ということについても、ばくら、フェアじゃない、こういう気がするので。何も四つに分けておることだけをつかまえて特に申し上げておるのじやないのです。そういうことがあるのです。

それから、本人自身から電話をして申請してきたというふうには言われますが、それはだいたい私は事情が違ふと思うのです。あるいは記録はそういうふうになつておるかもしれませんが、しかし、門口県議がこのことについて本部長に強く要請したということも、これまた私は事実であると思うのです。その点を聞いておるのです。その点どうなんでしょうか。

○政府委員(川崎広守君) 先ほど申しました十二月五日の事件につきましては、具体的にいまここで申し上げますと、十二月九日の日に被害者から電話で被害申告がございました。門口県議が本部長に対していまお尋ねのようなことをしたという御指摘でございますが、これは現場から全然報告を受けておりませんので、これはあらためて調査をした上でまた御報告いたしたい、こう考えます。

○龜田得治君 まあともかく、普通は電話ぐらいいやなかなか動かせませんよ。まあそういうことを言うなら、ちゃんと告発状でも持つてこい、普通はそうですよ。それから、門口県議のことは知らぬと言いますけれども、そんなことはないのだ。まあ調べてください、それは事件のポイントですから。あまり引っぱると、衆議院のほうに迷惑かけちゃ約束違反になるのだから……。

法務省のほうにちよつと二、三聞いておきます。

現在八名勾留状が出ておるのですが、その勾留理由は、傷害を与えたというふうなものはないのでしよう、どうですか。

○説明員(豊島英次郎君) 報告を受けております範囲内では、暴行、脅迫を内容とする「暴力行為等処罰ニ関スル法律」違反であるというように考へております。

○龜田得治君 ここに勾留状の写しがあるんですが、それを見ますと、そのとおりです。そんな傷害を与えるといったようなことはない事犯なんですよ。しかし、検察庁では、勾留しておいて、そうして勾留状に書いてある以外のこともずいぶん調べているんじゃないですか、どうなんですか。

○説明員(豊島英次郎君) 最初に申し上げましたように、捜査の内容につきましては、従来とも詳細な状況を申し上げることは差し控えていたでいておるという関係もございまして、なんでございませうけれども、一般論といたしまして、勾留中に出てくる各種の余罪につきましては、同時捜査を行なうということもやっております。あるいはこの件につきましても、このケースと近接いたしましたところのその他の容疑事実についても捜査をしておるということは考え得るというふうには思っています。

○龜田得治君 そうすると、勾留状以外のことも調べておる、こう受け取つていいですね。

○説明員(豊島英次郎君) 具体的なこのケースにつきまして、はたしてやつておるかどうかにについては、私つまびらかにいたしておりません。

○龜田得治君 しかし、勾留状に書いてある限りにおいては、これは全くの微罪ですわ。ともかく、そんな組合を分裂させていくようなことはやめてくれ、こういうことを頼んでおるわけですよ、これは。それは大きい声出す場合もあるだろうし、そこでお互いに理屈を言い合ひすることになる場合もあるだろうし、そんな程度の問題なんですよ。そういうものについて勾留を続けなきゃならぬのですか。ともかくだれでも納得するようなことで勾留されているのなら、それは人間というものはエキサイトしない。ところが、ああいうことで刑務所へ入れられる。それでみんながよい憤慨するわけですね。しかも、始まりというのは、最初に説明したようないきさつからきておるわけなんです。新国労の指導者に警察、検察庁が使われているような結果なんですよ。門口君は、何をいいますか、これは分裂工作も念が入っているんだ。この組合員を第二組合に行かすために家庭まで出かけているんですね。そうして、そのむすこさんで高校生がおるような場合、むすこさんを鉄道に就職させたならば自分が当局に言つてやれば一も二もなくオーケーだ、こういうことを言うて、したがって第二組合に来い、こういうわけなんです。それからまた、これは鹿児島ですからね、鹿児島でありながら北九州とかほかのほうに勤務しておる者についても、自分のほうから口をかけたらずぐこっちのほうへ返してもらえらるから、こんなようなことをまた言つたり、さらにけしからぬのは、助役試験などを受ける場合、門口が局に話をすればすぐ合格する、こういうことを、本人が言ひませぬことを、人の信用を傷つけるようなことを組合員が言うてくるわけがありません。こういうことを言うて回るんです。それから飲食を一緒にして勧誘するとか、これはどこでもよくあることですがね。こんなやり方で組織分裂をはかつておるわけなんです。私は、一つの考え方に基つて別な組織が自然にできるといふ場合には、それもまあ一つの立場です。から、私たちは、多少の意見の違いがあつても、

組合というものは一つでいたほうがいいと思うが、それはまあ立場の違いで——しかし、いま私がちよつと事例的に申し上げたような、そこまでやるということになりますと、今度それに対する反発というものが、正常な人間ならこれはおこりますよ、正常な人間なら。私が同じ職場で働いておれば、そんなことまでやられたら、それはだれだつておこりますよ。したがって、当然それは説得活動というものは強くなるわけでしょう。そういう諸般の状況というものをよく見て、そうして警察が手を出しませんと、あるいは検察庁が扱いませんと、結果においては皆さんは一方の肩を持つて向こうから使われておる、そういう結果になるんですよ。法律の条文だけ読んで、これに該当するからこうだ、こういうことでは私は済まないと思うのですね。どうしても、皆さんがあくまでこれは強制捜査だ——強制捜査をやつたってだれもそれは黙許して話しませんよ、こんなひどいことをやられたら。何にもならぬです、そんなもの。私たち、よく黙許権行使している場合、まあそう言わずにもう少しやわらかい態度でやつたらどうかというふうなことをすすめる場合もありまうがね。私は、本件についてはそんなことをする気はないです。する気になれぬです、実態を聞くと。こういう不当なことをやられてどうしてしゃべれるかというのが、私は労働者の自然な気持ちだと思ふ。そういう自然な気持ちの出ないような人間は、これはかえつて困りものですよ。そういう案件ですからね。皆さん警察から送られた書類だけで扱つておられるのでしやうが、早く任意捜査に切りかえてほしい。なぜそれを言うかという、強制逮捕しても捜査は進まない。しかも、職場の中では非常にトラブルが激しくなつていくわけですよ。だから、この二十二日、列車が発車しようとしておるのに機関士と機関助士とがそこでもめておるというふうなことが起るわけですよ。これはホームでやつておるんだからまだいいけれども、汽車に乗つてそんなこと始めたらたいへんでしょう。だから、全く及ぼしておる影

響というものが大きいのです。ところが、警察、検察庁は、形式的に何か法条に該当するものがある、それを型どおり扱うのだ、こういうことを言うのです。はなはだこれはいかぬと私は思うのです、そういう場合。だから、これは公安課長だけでなかなかどうにもならぬでしょうが、ここで強く要請しておきます。実態というものを、つかんで処置してください。私がきょう申し上げたことがうそかどうか調べてください。これはひとつ次回に、もう少しはつきりした答えを聞きたいと思ひます。これは局長なり大臣から聞くことにいたしますが、よく説明しておいてください。いいですな、報告しておいてください。

○説明員(豊島英次郎君) きよの御指摘のありました諸点につきましては、上司にその旨報告したいというふうに考えております。

一般論といたしましては、おっしゃる通りに、諸般の事情をよく調査し、慎重に捜査して、公正に判断をするというふうに確信をいたしております。

○委員長(小平芳平君) 他に御発言もなければ、本件に対する質疑は本日はこの程度にとどめます。

本日は、これにて散会いたします。

午後三時四十二分散会

二月十三日予備審査のため、本委員会に左の案件を付託された。

一、裁判所職員定員法の一部を改正する法律案
一、犯罪者予防更生法の一部を改正する法律案

裁判所職員定員法の一部を改正する法律案
裁判所職員定員法の一部を改正する法律案
裁判所職員定員法(昭和二十六年法律第五十三号)の一部を次のように改正する。

第一条の表中「一、二五三人」を「一、二六八人」に、「七三四人」を「七六二人」に改める。
第二条中「二万九百二十六人」を「二万四千十五人」に改める。

附則

この法律は、昭和四十四年四月一日から施行する。

犯罪者予防更生法の一部を改正する法律案
犯罪者予防更生法(昭和二十四年法律第百四十二号)の一部を次のように改正する。
第十三条中「九人以下」を「十二人以下」に改める。

第十四条(見出しを含む)、第十五条第一項及び第三項並びに第十六条第一項及び第二項中「地方委員」を「委員」に改める。

第十七条中第二項を削り、第三項を第二項とする。
第二十九条、第三十条第二項及び第三項並びに第四十五条第五項中「地方委員」を「委員」に改める。

附則

この法律は、昭和四十四年四月一日から施行する。

二月十四日本委員会に左の案件を付託された。

一、刑法の一部(姦淫罪)改正に関する請願(第五三二号)

第五三二号 昭和四十四年二月五日受理
刑法の一部(姦淫罪)改正に関する請願
請願者 埼玉県川口市江戸袋一、五二三
磯員省一

紹介議員 山高しげり君
刑法の姦淫罪に関する規定を、「改正刑法準備草案」中の当該規定のとおりに至急改正されたい。

理由

現行法によれば、十三歳以上の者に対する姦淫は罪とならない。このため中学生の約八割は適用外となるが、これは青少年の保護育成上重大な問題である。また、十三歳の者を無能力者とする刑法の一般原則に反する。

二月二十一日本委員会に左の案件を付託された。

一、刑法の一部(姦淫罪)改正に関する請願(第五六一号)(第五九七号)

第五六一号 昭和四十四年二月八日受理
刑法の一部(姦淫罪)改正に関する請願
請願者 東京都足立区西新井町一、一九一
佐野英夫

紹介議員 市川 房枝君
この請願の趣旨は、第五三二号と同じである。

第五九七号 昭和四十四年二月十日受理
刑法の一部(姦淫罪)改正に関する請願
請願者 東京都足立区西新井町一、四四六
磯千鶴子

紹介議員 中沢伊登子君
この請願の趣旨は、第五三二号と同じである。

第六十回国会法務委員会会議録第二号中正誤

ページ	段行	誤	正
二	一三	こと	こと
三	二〇	ところ	ところ
三	一一	意味での意味で	意味での
四	一一	お答え	お答え
四	二〇	お答え	お答え
四	二七	追求	追及
五	二二	あります	あります
五	二二	好技	好技
六	二二	初技	初技
六	二二	出した	出した
八	二〇	ますが、として、	ますが、
八	二〇	かたら	だから
九	一九	委員	亀田委員
九	一九	はつき	はつきり
一〇	一七	金額	金額
一〇	一七	手当は	手当は、
一三	一一	弁護士	弁護士

昭和四十四年三月四日印刷

昭和四十四年三月五日発行

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局